

第2章 古代における空間認識と郡郷編成

はじめに

古代の地図として現存するのは、荘園図がほとんどであるが¹、伝来されなかった地図の中には国を単位として作成された地図がある。律令地方行政制度は「国・郡・里（郷）」からなるが、後述するように、この図には一国を単位として郡と里（郷）などが記載されていたと考えられる。残念ながら現存しないため、それがどのようなものであったか、直接確認することができないのだが、ここでは古代の国郡図がどのようなものであったか、推測するとともに、どのような空間認識のもとに、郡が編成されたのか、備中を事例として、その論理を読み解いてみたいと思う。

一、古代の国郡図

古代荘園図には、地片までのディテールを記述したものもあるように、小スケールの地図が多い。現状では中世の行基図のような全国図の作成を示す史料はないが²、古代でも大きなスケールの地図は作成されていた。

例えば、『日本書紀』孝徳大化二年八月癸酉条には、

「(略) 宜観国々疆堺、或書或図、持来奉示。国県之名、来時将定。国々可築堤地、可穿溝所、可墾田間、均給使造。当聞解此所宣」

とある。この場合、国々の境界を、図とは限らないが、書き記して朝廷に報告せよとのことであるから、図が作成されることもあったと考えられる。この「国々」を後の令制国につながるものとして理解できるか微妙な点もあるが、飛鳥の石神遺跡から出土した乙丑年（天智4、665）の年記を持つ木簡には、「三野国ム下評・大山五十戸」とみえており³、少なくとも天智朝には令制国につながる国名が成立しているところもある。孝徳朝には全国で後の郡につながる評が建てられ⁴、その下には五十戸が組織されるが、そうした地方の組織を整備する過程で、国を単位とした大スケールの図が作られることもあったと考えられる。事実、『日本書紀』天武十三年閏四月壬辰条には、

「三野王等、進信濃国之図」。

とあるが、この場合、信濃国一国単位の図が作成されたことを示す。これは同じ天武十三年の二月に信濃に派遣された三野王が復命して国図を奉ったもので、三野王の派遣の目的は判然としないところもあるが、天武朝には後の国の領域がほぼ確定するので、全国で国図が作られた可能性が考えられるだろう⁵。

1 金田章裕ほか編『日本古代荘園図』東京大学出版会、1996年。

2 行基図については応地利明『絵地図の世界像』岩波新書、1996年。黒田日出男『龍の棲む日本』岩波新書、2003年。

3 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』20-29上、2006年。

4 鎌田元一「評の成立と国造」『律令公民制の研究』塙書房、2001年。

5 以上のほかに、『日本書紀』天武十年八月丙戌条に「遣多祢島使人等、貢多祢国図。其国去京、五千余里。居筑紫南海中。切髪草裳。梗稻常豊。一殖両収。土毛支子・莞子及種々海物等多」とあり、天武八年に多祢島に派遣された大使倭馬飼部造連南島と小使上寸主光父が「多祢国図」を作成して進上している。多祢島は和銅七年に「多祢島印」が支給され、八世紀には日本律令国家の版図に組み込まれるのだが、和銅七年の十二月に少初位下太朝臣遠建治らが、「南島奄美・信覚及球美等島人五十二人」を率いて来朝しており、多祢島と奄美諸島は別の世界と考えられていた。そのため、天武年間の「多祢国図」には、描かれていたとしても、種子島と隣接する屋久島を含む大隅諸島までで、奄美諸島は描かれていなかったと考えられる。

以上、少なくとも七世紀には国図が作成されていたのだが、その内容は不明である。唯一、古代の国図の一端をうかがわせるのが次の事例である。

まず、『続日本紀』天平十年（738）八月辛卯条には、

「令天下諸国造国郡図進」。

とあり、天平十年に全国で国郡図が作成される。これだけではその内容はわからないのだが、これに関連するのが、『日本後紀』延暦十五年（796）八月己卯条で、

「是日。勅。諸国地図。事迹疎略。加以年序已久。文字闕逸。宜更令作之。夫郡国郷邑。駅道遠近。名山大川。形体広狭。具録無漏焉」。

とある。延暦十五年図の作成命令である。この勅は、すでにある「諸国地図」が「事迹疎略、加以年序已久、文字闕逸」していることから出されたものである。延暦十五年以前に国図の作成が命じられたのは天平十年であるため、ここにみえる「諸国地図」は天平十年図であった可能性が高い。延暦十五年図では「郡国郷邑。駅道遠近。名山大川。形体広狭」を示すよう求められているが、おそらく疎略はあるにせよ、天平十年図にもこうした内容の情報が記載されていたものと推定できよう。「文字闕逸」とあるので、文字情報も記載されていたはずである。ちなみに、荘園図では、地片への書き込みだけでなく、作成者などが記載されることもあるので、そういった情報も入っていたかもしれない。ともあれ、国郡図が古代でも作成されていたこと、それには郷邑や駅道、そのほかに山や川といった自然地形も書き込まれていたことが確認できる。

このように、天平十年図と延暦十五年図では「郡国郷邑、駅道遠近、名山大川、形体広狭」が示されるのだが、この内容は近世の国絵図に近い。図1は、近世の国絵図の代表例とはいえないが、岡山大学附属図書館池田家文庫に伝わる寛永年間の備中国絵図である⁶。この地図では、それなりに正確な国の形が描かれ、金泥で郡界が引かれている。村は所属する郡毎に色分けされた小判形で示され、村名と村高が記載される。村は、広狭に関係なく、おおよその位置に配された。その他に、国内を流れる川と渡河点、国内の主要な街道と一里山などが描かれる。全体として鮮やかな色彩の絵画的な図である⁷。

古代の国郡図にも「郷邑」が描かれるのだが、この表現は修辞であり、古代の場合、邑（村）は地方行政機構に組織されることはなかったので、里（郷）のみが描かれたのであろう。その場合、里（郷）は、戸を五十集めることで編成された人為的な区分であるから、図中に描かれるとするならば、恐らく近世の国絵図と同様に、里（郷）の大まかな配置のみが記載されたであろう。この他、名山大川、国内を走る駅道なども描かれたのだが、この描写がどのようなものであったのかは、節を改めて検討する。

なお、天平十年五月廿八日格に「国司任意改造館舎、儻有一人病死、諱惡不肯居住。自今以後、不得除載国図進上之外輒擅移造」とあり⁸、「国図」なるものが作られていたこと、そこに国司の館舎が描かれていたことがうかがえる。この場合、館舎を描写することが可能であることから考えて、国衙の図など小さいスケールの図を指すのであろう。そのためここでは考察の対象外とする。

6 <http://www.lib.okayama-u.ac.jp/ikeda/drawing.html>

7 倉地克直「備中国」『国絵図の世界』柏書房、2005年。

8 『類聚三代格』（巻七、牧宰事）弘仁五年六月廿三日官符所引。

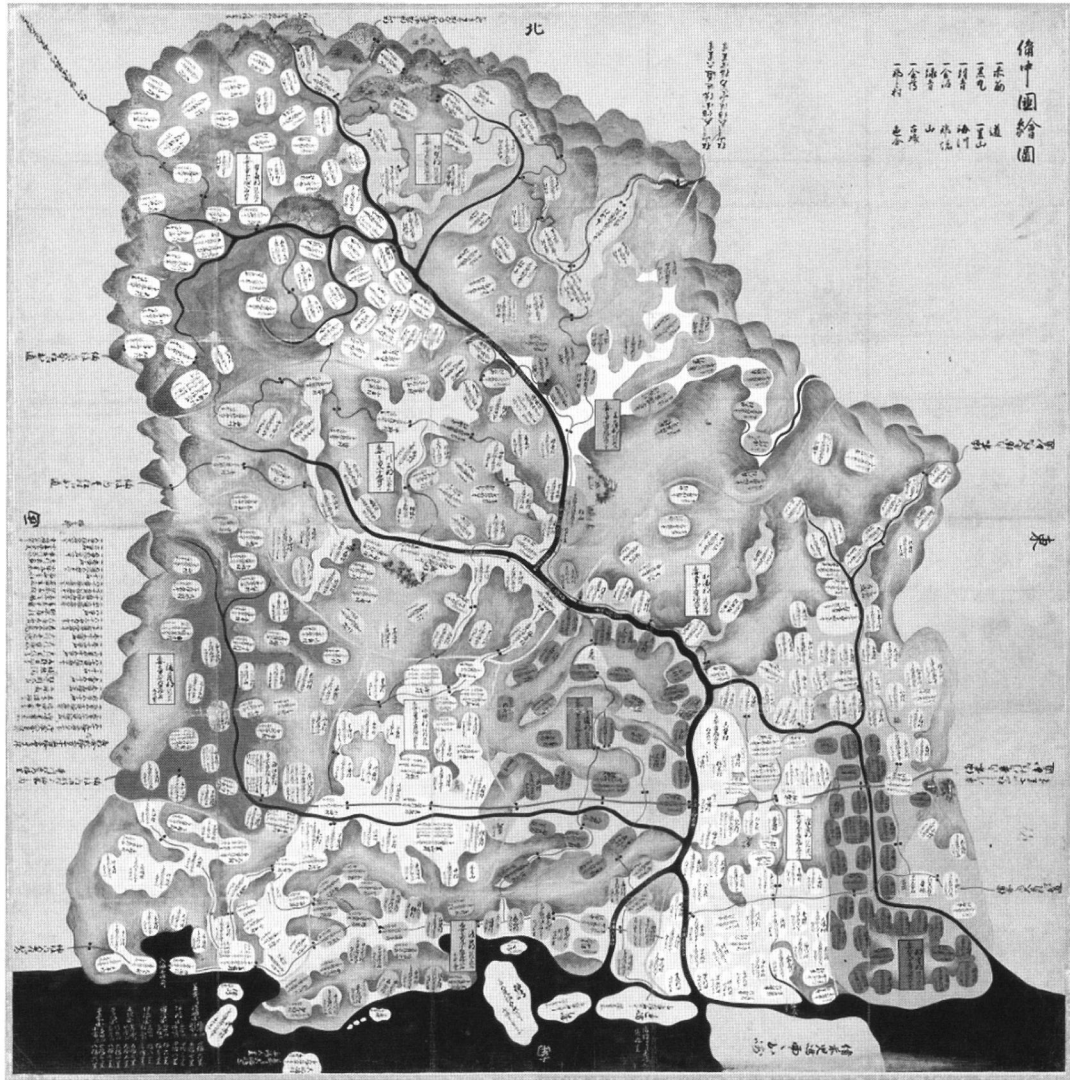


図1 備中国絵図（寛永年間 岡山大学附属図書館池田家文庫 T1-30）

二、『出雲国風土記』にみる空間認識

古代において、国という空間はどのように認識されていたのであろうか。この点に関して、地理情報を多く含む『出雲国風土記』は、有効な史料である⁹。『出雲国風土記』は、

- I 出雲国の総括的記事
- II 各郡別の記事
- III 出雲国の特別記事

という構成からなるが、Iの総括的記事は、出雲一国に関わる総記で、国の規模と形状、出雲という呼称の由来、神社の数、郡・郷の数が列挙されている。I総記冒頭の国の規模と形状について、細川家本を底本とする沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『出雲国風土記』（山川出版社、2005年）では次のよう

9 この点に関連して、今津勝紀『『出雲国風土記』にみえる阿志毘縁道をめぐって』（平成14年度～平成17年度科学研究費補助金（基盤研究(B)）研究成果報告書『中山間地域における地域形成とその歴史的特性に関する総合研究—島根県石見地方の地域調査と鳥取県日野地方の被災史料救出保全活動の成果をもとに—』研究代表者 島根大学法文学部教授竹永三男）2006年。

にある。

国之大体、首震尾坤、東南宮 北属海 東一百卅七里一十九歩 南北一百八十二里一百九十三歩
これによると、出雲国が、震^{ひんがし}を首として 坤^{にしみなみ}を尾とす、とあるように、都を中心として山陰道に沿って、東から西南にかけて広がる国であること、北は海に接することが示されている。「東南宮」というのは意味をとりにくく、距離についても南北とあるならば東西とあるべきで、西が欠けているのだが、「東一百卅七里一十九歩」というのは、出雲国の東の国境から西の国境までの長さを示すのであろう。ちなみに、この部分について、『日本古典文学大系 風土記』（岩波書店、1958）では「国之大体、首震尾坤、東南山、西北属海、東西一百卅九里一百九歩、南北一百八十三里一百七十三歩」と校訂している。

『出雲国風土記』では、総記につづいて、Ⅱ意宇郡をはじめとする各郡の記事がつづき、それぞれの郡条は、①郡ごとの総記、②郡郷、③寺社、④山野、⑤河川、⑥通道、⑦郡司からなるが、②では、郡を構成する各郷が郡衙からの方位と距離とともに説明される。ちなみに郷は恒常的な官衙を持たないので、郷までの距離とは郷長の家までの距離と考えられる。またⅡの各郡別の⑥通道は、隣接する郡への通道であり、郡衙から郡界までの距離が示されている。この郡衙相互を結ぶ道が伝路である。こうした郡衙を結ぶネットワークこそが律令制支配の現実的な基礎をなしていた。

Ⅲの巻末記事は出雲国全体に関わるもので、①通道、②駅、③軍防からなっており、①通道については、次のようにある¹⁰。

1. 国の東の界より西に去ること卅里一百八十歩にして、野城橋に至る。長さ卅丈七尺・広二丈六尺なり。〔飯梨川なり〕、又西のかた卅一里にして国庁、意宇郡家の北なる十字街に至り、即ち分れて二道となる。〔一つは正西道、一つは枉北道なり〕
2. 北に枉れる道は、北に去ること四里二百六十歩にして、郡の北の界なる朝酌渡に至る。〔渡八十歩にして、渡船一つあり〕、又北のかた一十里一百四十歩にして島根郡家に至る。郡家より北に去ること一十七里一百八十歩にして、隠岐渡なる千酌駅家の浜に至る、〔渡船あり〕、
3. 又、郡家より西のかた一十五里八十歩にして、郡の西の界なる佐太橋に至る。長さ三丈・広さ一丈なり。〔佐太川〕。又、西のかた八里三百歩にして、秋鹿に至来る。
4. 又郡家より西のかた一十五里一百歩にして郡の西の界に至る。又西のかた八里二百六十四歩にして楯縫郡家に至る。
5. 又郡家より西のかた七里一百六十歩にして郡の西の界に至る。又西のかた一十里二百卅歩にして、出雲郡家の東の辺なり。即ち正西道に入る。惣て北に枉れる道程九十九里一百十歩之中、隠岐道は一十七里一百八十歩なり。
6. 正西道は十字街より西のかた一十二里にして、野代橋に至る。長さ六丈・広さ一丈五尺なり。又西のかた七里にして玉作街に至る。即ち分れて二つの道と為る。〔一つは正西道、一つは正南道なり〕。
7. 一十四里二百一十歩にして、郡の南西の界に至る。又南のかた卅三里八十五歩にして大原郡家に至り、即ち分れて二道と為る。〔一南西道一東南道〕
8. 南西道は五十七歩にして斐伊川に至る、〔渡卅五歩にして渡船一あり〕、又南西のかた卅九里

10 この点に関する先行研究は数多くあるが、谷重豊季『『出雲国風土記』の道路』『出雲古代史研究』3、1993年、中村太一『日本古代国家と計画道路』吉川弘文館、1996年、同『日本の古代道路を探す』平凡社新書、2000年を参照されたい。

一百八十歩にして、飯石郡家に至る。又郡家より南のかた八十里にして国の南西の堺に至る。
〔備後国三次郡に通う〕。惣て国を去る程は一百六十六里二百五十七歩也。

9. 東南道は郡家より去ること卅三里一百八十二歩にして、郡の東南の堺に至る。又東南のかた一十六里二百四十六歩にして、仁多郡比比理村に至り、分れて二道と為る。一つの道は東のかた八里一百廿一歩にして、仁多郡家に至る。一の道は南のかた卅八里一百卅一歩なり。
10. 正西道は玉作街より西のかた九里にして、来待橋に至る。長さ八丈・広さ一丈三尺なり。又西のかた廿三里卅四歩にして郡の西の堺なる出雲河に至る。〔渡五十歩渡船一〕。又西のかた七里卅五歩にして、神門郡家に至る。即ち河有り、〔渡卅五歩にして、渡船一〕、郡家より西のかた四十三里にして、国の西の堺に至る。〔石見国安濃郡に通う〕、惣て国を去る程一百六里二百歩あまり四十四歩なり。

これをたどると、まず隣接する伯耆国境からの山陰道、国衙・意宇郡衙から北上して島根郡衙（その先に隠伎国）、秋鹿郡衙、楯縫郡衙、出雲郡衙の島根半島をめぐる道（枉北道）、また国衙・意宇郡衙から山陰道を西進し玉作街で南に分岐して大原郡衙（正南道）、飯石郡衙（南西道）、さらには仁多郡衙（東南道）に至る道、玉作街から西進して出雲郡衙、神門郡衙から国境に至る道（正西道＝山陰道）が、距離とともに示されている。Ⅱの各郡条では郡衙を中心にして郡堺（国境）までの道を記載するが、Ⅲでは基本的に国衙から各郡衙への通道として全体が記述されている。『出雲国風土記』は和銅六年に撰進が命じられた「史籍」＝記述史料であるため¹¹、道を記述することで空間を構造化しているにすぎないのかもしれないが、この道はどこに通うという情報は空間を構造的に認識する上で不可欠の要素であったろう。この点に関連して、中村太一は、『出雲国風土記』での方位記載が道路を基準としていることを指摘しているが¹²、古代では、こうした道（場合によっては川も）が空間認識の骨格をなしたと考えられる。

もう一つ注意したいのは、例えば、「国東堺手間割」（意宇郡条）・「石見国安濃郡堺多伎伎山」（神門郡条）・「伯耆国日野郡堺阿志毘縁山」（仁多郡条）・「備後国恵宗郡堺遊記山」（仁多郡条）・「同恵宗郡堺比市山」（仁多郡条）・「備後国恵宗郡堺荒鹿坂」（飯石郡条）・「三次郡堺三坂」（飯石郡条）というように、いずれも出雲国から隣国へと通じる道のランドマークにより国境が表現されることである。こうした境界の表現は郡堺の場合でも同様で、例えば意宇郡条では、「仁多与意宇二郡堺葛野山」・「仁多大原意宇三郡堺田原」・「大原郡堺林垣峯」・「出雲郡堺佐雜崎」・「島根郡堺朝酌渡」がみえる。

こうした、道とランドマークによる領域の表現は古代では普遍的な方法であり、例えば、大化改新第二詔にみえる畿内の範囲は、「東自名壑横河以来、南自紀伊兄山以来、兄、此云制。西自赤石櫛淵以来、北自近江狭々波合坂山以来」であるが、それぞれの四至は横河、兄山、櫛淵、合坂山といったランドマークにより表現されていた¹³。いずれもそこを通過する道が存在したことは確実である。また、『常陸国風土記』の冒頭には「自相摸国足柄岳坂以东諸県、惣称我姫国」とあり、足柄岳坂がランドマークになっていた。この場合も「我姫国」へと通じる道が足柄山を通過していたのであろう。今でこそ、測量により作成された地図や飛行機や人工衛星からの写真で空間は可視化されているが、そういったものが存在しない段階での人々の認識方法は、このような道とランドマークにより空間を構造化していったものと考えられる。

11 『続日本紀』和銅六年五月甲子条

12 中村太一『『出雲国風土記』の空間認識と道路』『日本古代国家と計画道路』前掲。

13 『書紀』大化二年正月甲子条。

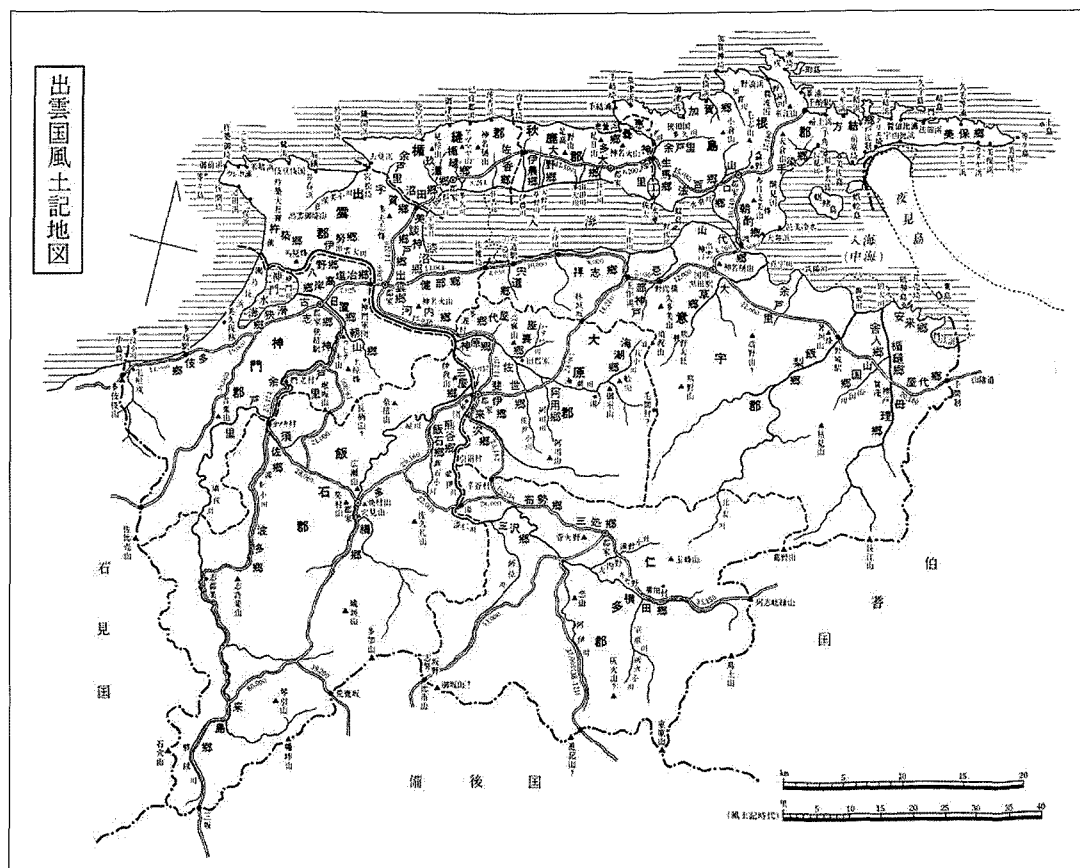


図2 『日本古典文学大系 風土記』の復元する出雲国図

古代の国郡図には、「郡国郷邑。駅道遠近。名山大川」が記載されたのであるが、すでに述べたように、近世の国絵図同様に里（郷）の大まかな位置も入れられたはずである。そして、出雲国という空間の認識方法を考えるならば、山陽道や山陰道といった駅道だけでなく、国内の伝路および隣国へ通じる道も記載されたであろう。その場合、それぞれの郡界・国境には山・川・坂などのランドマークも記載されたはずである。恐らく、一国の形状は、ランドマークを頼りに目視できる範囲の空間の形状をつなぎ合わせることで、全体を構成したと思われるが、道が通わない、つまり国境を認識できないような箇所はいくつもあったと考えられるので、かなり不正確なものとならざるをえなかったであろう。一応、以上のように憶測しておきたい¹⁴。

天平十年図作成の意図は示されていないのだが、出雲国風土記が撰進されたのが天平五年である。西海道諸国の風土記も郷里制施行期のもので、霊亀三年から天平十一年までの間に撰進されている¹⁵。風土記の撰進が命じられたのは和銅年間だが、天平期になって提出されたものも多くあったのかもしれない。天平十年図作成の背景にそうした風土記の撰進もあったのではないだろうか。もとより、この点を確認することはできないが、一つの憶測として提示しておく。

14 なお『出雲国風土記』以外の事例について付言しておく、西海道の『豊後国風土記』『肥前国風土記』には、郡・郷・里・駅・烽・寺などの目録的な記述はあるが、空間情報についての記述がない。常陸国風土記には郡の四至が記載されているが、これも出雲の場合とほぼ同様である。

15 鎌田元一「霊亀元年式と郷里制」『律令公民制の研究』前掲。

三、仮想備中国図

(1) 備中国図の復原

以上に述べた古代の国郡図の特徴をふまえ、備中国を例として、それをコンピュータ上に再現してみたい。手順としては、①地形を復原して、②古代の里（郷）を配置し、③国内の道を復原する。

まず地形の復原だが、ここでは全球3次元地形データ（ASTER G-DEM サンプルデータ）を利用した¹⁶。このデータは、METI（経済産業省）と NASA（米国航空宇宙局）の国際共同プロジェクトにより作成・配布されたもので、1999年12月に打ち上げられた人工衛星 Terra に搭載された地球観測センサにより観測されたデータを利用している。人工衛星上の地球観測センサが、地球上の観測地点を直下視と後方視の二方向から観測して立体画像を取得し、その立体画像から3次元地形データ（DEM）を起こしたものである。DEM 分解能は30m、DEM の高さ精度（標準偏差）は±7m、北緯83度から南緯83度までの全球がカバーされている。2008年の12月より本格供用が開始される予定である。サンプルデータのフォーマットは GeoTIFF（16bit）なので、どのような GIS ソフトでも簡単に処理が可能である。

備中国は、『和名類聚抄』では都宇・窪屋・賀夜・下道・浅口・小田・後月・哲多・英賀の九郡からなり、刊本と高山寺本で多少の出入りはあるが全部で約七十郷からなる。ここでは『和名類聚抄』所収の郷名を対象として、国土地理院発行の『数値地図 25000（空間データ基盤）岡山』より地名や施設名を選んで配置した。このデータは従来の2万5千分の1地図に書き込まれた地名・公共施設名などを拾ったポイントデータである。

表は、備中国内の郷のポイントをまとめたものだが、次のように選択した。例えば、都宇郡の場合、『和名類聚抄』には河面・撫河・深井・駅家の四郷があげられているが、河面は現在の岡山市加茂が遺称地と考えられており、『数値地図 25000（空間データ基盤）岡山』の地名データより加茂を抜き出して河面郷のポイントとした。撫河についても同様で、岡山市撫川を選択しポイントとした。なお、深井については遺称地がないのだが、『日本歴史地名大系 34 岡山県の地名』（平凡社、1988、以下『岡山県の地名』）に従って、倉敷市二子近辺と考え、二子を選択しポイントとした。駅家郷は倉敷市矢部の矢部遺跡が駅家跡と想定されているので、地名データから矢部を選択しポイントとした。

このように確実な遺称地については、それぞれの地名データを選んだが、そのような遺称地が存在しない郷について、説明しておきたい。

まず賀夜郡の生石郷については、生石という地名は残っていないのだが、嘉応元年の足守荘絵図の南西隅に「生石御庄堺」とみえるので、足守荘に隣接する地域で現在の岡山市高松田中近辺に相当すると考え、地名データの高松田中をポイントとした。

同じく賀夜郡の多気郷については、『岡山県の地名』により宇甘川流域と考え、旧賀陽町内（現在は吉備中央町）の宇甘川の自然地名を選んでポイントとした。

下道郡の曾能郷については、近世の菌村が遺称地であり、旧菌村に含まれる旧真備町有井（現在は倉敷市）を選んでポイントとした。

同じく下道郡の弟翳郷は高山寺本で訓を「豆」とし、中世以降に手庄を確認することができる。近代になって手荘村が成立するが、おおよそ旧川上町全域（現在は高梁市）がそれに相当するので、便宜的に川上小学校の位置をポイントとして選択した。

さらに下道郡呉妹郷は、諸説あって判然としないのだが、さしあたって『岡山県通

16 <http://www.ersdac.or.jp/GDEM/J/index.html>

史』などに倣い真備町妹（現在は倉敷市）としておいた。

下道郡の田上郷については、中世に田上庄がみえる。田上荘を新本川流域の総社市山田近辺に比定する『岡山県の地名』に従った。

浅口郡間人郷については、遺称地が存在しない。さしあたり『大日本地名辞書』により倉敷市の玉島黒崎を選択した。

浅口郡川村郷については、現在の浅口市鴨方に川村の地名が遺存するので、近接する鴨方を地名データより選択した。

小田郡草壁郷は、遺称地が存在しないが、『岡山県の地名』により矢掛町里山田を選んだ。

小田郡魚渚郷・出部郷・後月郡足次郷も同様に『岡山県の地名』に従った。

表 備中国郡郷ポイント一覧

郷	ポイント	種別	郡	郷	ポイント	種別	郡
河面	加茂	居住地名	都宇	阿智	西阿知小学校	公共施設	浅口
撫河	撫川	居住地名	都宇	間人	玉島黒崎	居住地名	浅口
深井	二子	居住地名	都宇	船穂	船穂	居住地名	浅口
駅家	矢部	居住地名	都宇	占見	占見	居住地名	浅口
大市	大内	居住地名	窪屋	川村	鴨方	居住地名	浅口
阿智	阿智神社	土地利用	窪屋	小坂	小坂東	居住地名	浅口
美竇	三須	居住地名	窪屋	拝師	林	居住地名	浅口
真壁	真壁	居住地名	窪屋	大島	大島中	居住地名	浅口
軽部	軽部	居住地名	窪屋	実成	東三成	居住地名	小田
庭瀬	JR 庭瀬駅	駅	賀夜	拝慈	小林	居住地名	小田
板倉	板倉	居住地名	賀夜	草壁	里山田	居住地名	小田
足守	足守	居住地名	賀夜	小田	小田	居住地名	小田
大井	大井	居住地名	賀夜	甲弩	甲弩	居住地名	小田
阿曾	東阿曾	居住地名	賀夜	魚渚	笠岡	居住地名	小田
服部	服部	居住地名	賀夜	駅家	毎戸	居住地名	小田
八部	総社	居住地名	賀夜	出部	小平井	居住地名	小田
生石	高松田中	居住地名	賀夜	荏原	荏原小学校	公共施設	後月
刑部	刑部	居住地名	賀夜	県主	県主神社	土地利用	後月
日羽	JR 日羽駅	駅	賀夜	出部	出部小学校	公共施設	後月
多気	宇甘川	自然地名	賀夜	足次	天神山	居住地名	後月
巨勢	巨瀬町	居住地名	賀夜	駅家	高屋町	居住地名	後月
有漢	有漢	居住地名	賀夜	石蟹	JR 石蟹駅	駅	哲多
穂太	穂井田郵便局	郵便局	下道	新見	JR 新見駅	駅	哲多
八田	箭田	居住地名	下道	神代	JR 神代駅	駅	哲多
迹磨	上二万	居住地名	下道	野馳	JR 野馳駅	駅	哲多
曾能	有井	居住地名	下道	額田	千屋郵便局	郵便局	哲多
秦原	南秦	居住地名	下道	大飯	本郷郵便局	郵便局	哲多
水内	原	居住地名	下道	中井	中井	居住地名	英賀
訓代	久代	居住地名	下道	水田	水田	居住地名	英賀
近似	落合町近似	居住地名	下道	磐部	磐部	居住地名	英賀
成羽	成羽	居住地名	下道	刑部	JR 小阪部駅	駅	英賀
弟翳	川上小学校	公共施設	下道	丹部	JR 丹治部駅	駅	英賀
穴田	宇治町穴田	居住地名	下道	林郷	豊永郵便局	郵便局	英賀
湯野	湯野郵便局	郵便局	下道				
河辺	川辺	居住地名	下道				
呉妹	妹	居住地名	下道				
田上	山田	居住地名	下道				

小田郡の駅家郷は毎戸遺跡が相当し、後月郡の駅家郷は井原市高屋町に想定されているので¹⁷、それぞれ毎戸と高屋町を選択した。

哲多郡の額部郷と大飯郷は、それぞれ遺称地が存在しないのだが、哲多郡の郷の配置を考えると新見市哲多町一円と新見市千屋の二つの地区に、どちらかが存在したと考えるのが最も合理的であり、便宜的に大飯郷は哲多町本郷にある本郷郵便局の位置とし、額部郷を新見市千屋の千屋郵便局の位置とした。

英賀郡林郷も遺称地不明だが、『大日本地名辞書』は新見市唐松・草間・豊永といったカルスト台地上を想定する。さしあたりその中心に位置する豊永郵便局の位置を選択した。

以上の郷を DEM により復原した地形図上にプロットし、それぞれのポイントから半径 1 km・2 km・3 km・5 km の同心円を描くとともに、それぞれのポイントを起点としてティーセンポリゴンを描くことで空間を分割し、重ね合わせた。これが計算上の郷の範囲である。また近世の郡界に引きずられることなく、古代の郡郷編成の特徴をつかむために、ティーセンポリゴンを郡別に色分けし計算上の郡界を示した（図 3）。

(2) 推定伝路

さらに、国衙から郡衙への道と郡衙間の道、郡衙と各郷とを結ぶ道を計算した。それぞれの代替ポイントは以下のように定めた。

まず、備国の国衙は発掘により確認されていないため、国衙の代替ポイントとして、備中総社宮に近接する JR 東総社駅を選択した。

国内の郡衙についてもこれと同様、便宜的にポイントをついた。はじめに都宇郡だが、足守川と山陽道が交差する一帯に広がる津寺・政所遺跡で、南北 120m・東西 90m の区画内に東西方向に揃えた掘立柱建物 13 棟が検出され、円面硯をはじめ瓦など多数の遺物が発掘されており、都宇郡衙の可能性が想定されている¹⁸。そのため近接する都宇郡河面郷のポイント郡衙代替ポイントとした。

また、窪屋郡衙については、「郡殿」と記された墨書土器や多数の畿内系土師器、規則的に配置された大型建物・倉庫が総社市三須の三須河原遺跡より発見されており¹⁹、このあたりに郡衙本体が存在した可能性が高いだろう。そこで、便宜的に窪屋郡美簀郷のポイント郡衙代替ポイントとした。

賀夜郡については、何の根拠もないが、さしあたり郡名寺院である栢寺廃寺の所在する服部郷を選択した。

下道郡についても同様、根拠はないが、便宜的に、この地域最大の後期古墳である箭田大塚古墳と七世紀代に遡る寺院の箭田廃寺が存在する八田郷を選んだ。

浅口郡については、まったく何の根拠もないが川村郷を便宜的に選んだ。

小田郡については、矢掛町小田に郡上・郡前・郡脇などの字名があることから、この近辺に小田郡衙が存在したものと考えられる。さしあたりこのあたりに存在したと考えられる小田郷のポイント郡衙代替ポイントとした。

後月郡についても、何ら手掛かりが見あたらないが、便宜的に県主郷のポイント郡衙代替ポイントとした。

17 高橋美久二『古代交通の考古地理』大明堂、1995年。

18 「津寺・政所遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』20 岡山県教育委員会、1990年。

19 「三須河原遺跡」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』16 2003年。

哲多郡については、新見市哲西町の二野遺跡で、五棟以上の堀立柱建物や柵列が検出されており、哲多郡衙の可能性が指摘されている²⁰。例外的に最も近接する JR 矢神駅の位置を代替ポイントとした。

英賀郡については、真庭市北房町の谷尻遺跡が備中北部有数の広大な複合遺跡で、谷尻遺跡赤茂地区からは南北に方位を揃えた総柱建物 1 棟を含む 3 棟の堀立柱建物、3 点の円面硯片、4 点の篋書土器が検出されている²¹。同じく円面硯や多数の瓦を検出した真庭市北房町の小殿遺跡とともに²²、英賀郡衙の可能性が考えられている。便宜的に近接する水田郷を郡衙代替ポイントとした。

以上のポイントを相互に結ぶ道が推定伝路ということになる。道の算出手順だが、まず、地形の標高データ DEM より、単位となる 30m メッシュの土地毎の傾斜を求める。この傾斜をコストと考え、コストの最も低い、すなわち傾斜の緩いルートを選択することで、最短経路を描いた。以上の処理には (株) ESRI の ArcGIS を利用した。それぞれの郡衙代替ポイントを起点とした加重コストと傾斜方向を計算し、国内の他の郡衙への道を求め、それを重ね合わせた。また各郡衙に対する郡内諸郷のポイントからの道を求め、郡内路とした。参考までに、国衙までの国内諸郷からの道も求め、重ね合わせた。このようにして描いた仮想備中国図が図 3 である。

『出雲国風土記』に倣って、備中国の推定伝路を表現すると次のようになるだろう。

まず基点は、国の東の境、隣接する備前との国境の山陽道が通過するポイントに求められる。その場合、備前国境には賀夜郡坂倉郷が接しているが、賀夜郡衙が服部郷にあるとするならば、国の東の堺より西に去ること数里にして都宇郡衙に至ることになる。そして、都宇郡から国衙への推定伝路は西北方向にすすみ（便宜的に枉北道。以下同じ）、山陽道はそのまま西進するので（正西道）、都宇郡衙のあたりで山陽道は分岐することになる。

都宇郡衙から西北方向に分岐した枉北道は賀夜郡衙、三須郡衙をへて国衙に至る。そして、国衙からは、哲多郡や英賀郡など北部の郡へと向かう道と、下道郡・小田郡・後月郡・浅口郡など西部に向かう道が伸びるが、西に向かう道は、高梁川左岸で山陽道に合流し、高梁川を渡河する。渡河してからは、小田川に沿って走る山陽道のルートに従って、下道郡衙・小田郡衙・後月郡衙に至るだろう（正西道）。そして後月郡衙より西のかた数里にして、国の西の堺に至ることになる。

シミュレーションでは高梁川を考慮していないので、浅口郡への推定伝路は窪屋郡を南下して、河口域で渡河し西進するが、山陽道にしたがって高梁川を渡り、現在の倉敷市二万近辺で南下して JR 山陽本線に沿って海岸沿いを西進した可能性もあるだろう。いずれにせよ山陽道よりも南を西進する伝路が存在したはずである（南西道）。

次に備中北部への推定伝路だが、哲多郡については、郡衙代替ポイントを JR 矢神駅に置いたため、国衙代替ポイントの JR 東総社駅より高梁川に沿って北上し、分岐して広島県道・岡山県道 107 号奈良備中線のルートで成羽川を遡り、岡山県道 313 号大野部備中線でさらに北上して、野馳方面に抜け矢神に至るルートを選択している（西北道）。これがもっともコストの低い最短の道だが、『和名類聚抄』での郷の配列は、石蟹・新見・神代・野馳・額部・大飯であり、石蟹から野馳までは、JR 伯備線・芸備線に沿って南から順番に並んでいるので、国道 180 号線・高梁川にそって南から北に上がるルートがとられた可能性もあるだろう。石蟹・新見・神代郷と国衙代替ポイントの JR 東総社駅を結ぶ最

20 「二野遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』15 岡山県教育委員会、1977年。

21 「谷尻遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』11 岡山県教育委員会、1976年。

22 「小殿遺跡・英賀廃寺」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』38 岡山県教育委員会、1980年。

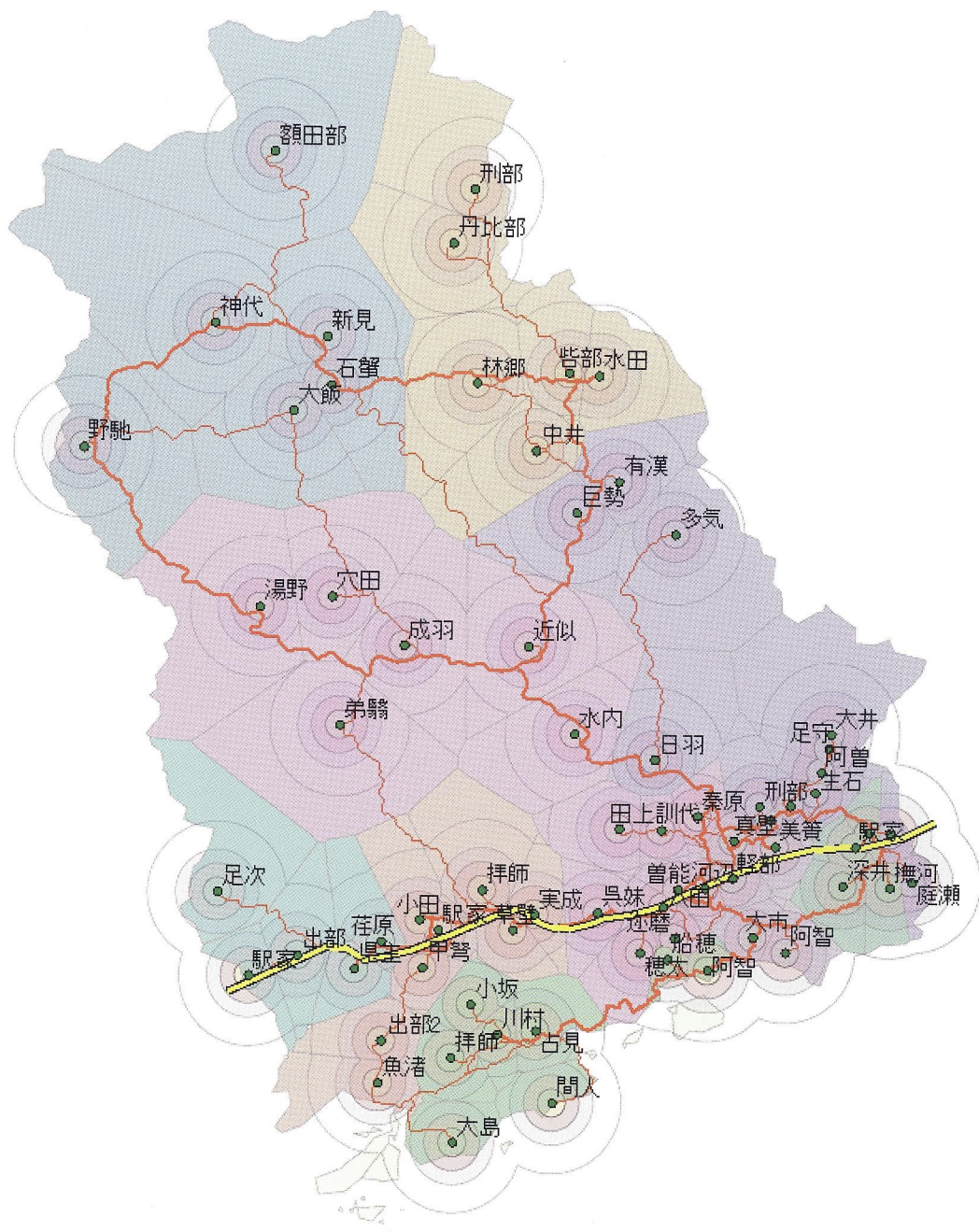


図3 仮想備中国図（黄色は山陽道、太い朱線は推定伝路）

短パスは、国道180号線のルートである。

英賀郡の場合、推定伝路は、国衙代替ポイントの JR 東総社駅より国道180号線のルートで高梁川に沿って北上し、高梁市津川町今津から国道313号線のルートで有漢川に沿って東北に向かい、多和山峠を越えて備中川に沿って、真庭市北房町中津井から同北房町水田に至るものである（東北道）。

(3) 英賀郡という領域

備中の基本的骨格をなしたのは高梁川であり、高梁川右岸は支流の成羽川・小田川の流域が下道郡・

小田郡・後月郡に編成され、それ以外の瀬戸内海沿岸部が浅口郡に編成された。高梁川左岸では都宇郡・窪屋郡・賀夜郡が置かれるが、総社市井尻野辺で東へと分流した高梁川の旧河道の北側が賀夜郡、南側が窪屋郡とされ、分流した高梁川と足守川が合流して、瀬戸内海に注ぐ河口部は都宇郡に編成された。備中南部では、郷のポイント間の距離が2 km以下のものも多くあるように、この地域は当時、有数の人口密集地帯であった。

備中北部の場合、近世では新見は英賀郡に含まれ、哲多郡と英賀郡は高梁川を境に分かれるようになるが、古代では新見は哲多郡に属していた。そのため古代の哲多郡は、高梁川支流の神代川・本郷川の流域を含めた高梁川上流域を編成したものであったろう。

問題は英賀郡で、郡北部を流れる小阪部川は高梁川水系に属するが、郡南部の備中川は東流して旭川に注いでいる。つまり英賀郡は、水系とは別の論理で編まれていたのだが、この点の鍵となるのが道である。英賀郡の郡内路を復原すると、現在の真庭市北房町砦部から、中国自動車道に沿って新見市大佐田治部へと北上し、そこから小阪部川にそって上流の新見市大佐小阪部に至る、おおよそ現在の岡山県道58号北房川上線のルートがそれにあたる。英賀郡までの推定伝路と合わせると、備中の東北部を縦に走る道筋を復元できるのだが、この道は寛永の国絵図でも確認できる。寛永の国絵図では、英賀郡内の中津井村から北上し、小阪部村から大井野村をへて蓬峠を抜け伯耆に至る道が描かれている（図4）。

これは上述のルートで新見市大佐小阪部に至ったのち、岡山県道・鳥取県道112号大佐日野線で小阪部川沿いに北上し、大佐上刑部より岡山県道317号千屋実大佐線で大井野川に沿って西北方向に上がり、大井野上組から岡山県道443号大井野千屋花見線で新見市千屋井原の字「蓬」に抜けて、そこから北上して国境をこえる道である。現在は国道180号線で明智峠を越えるのが一般的だが、明智峠より一つ東の峠が蓬峠である。今は車が通わない徒歩道として痕跡を残すにすぎないが、寛永の国絵



図4 寛永備中国絵図の英賀郡を縦走る伯耆への道 (T1-30)

図には、「松山ヨリ伯耆国蓬峠通道拾三里半八町」とある。この道を軸に編成されたのが英賀郡であった。

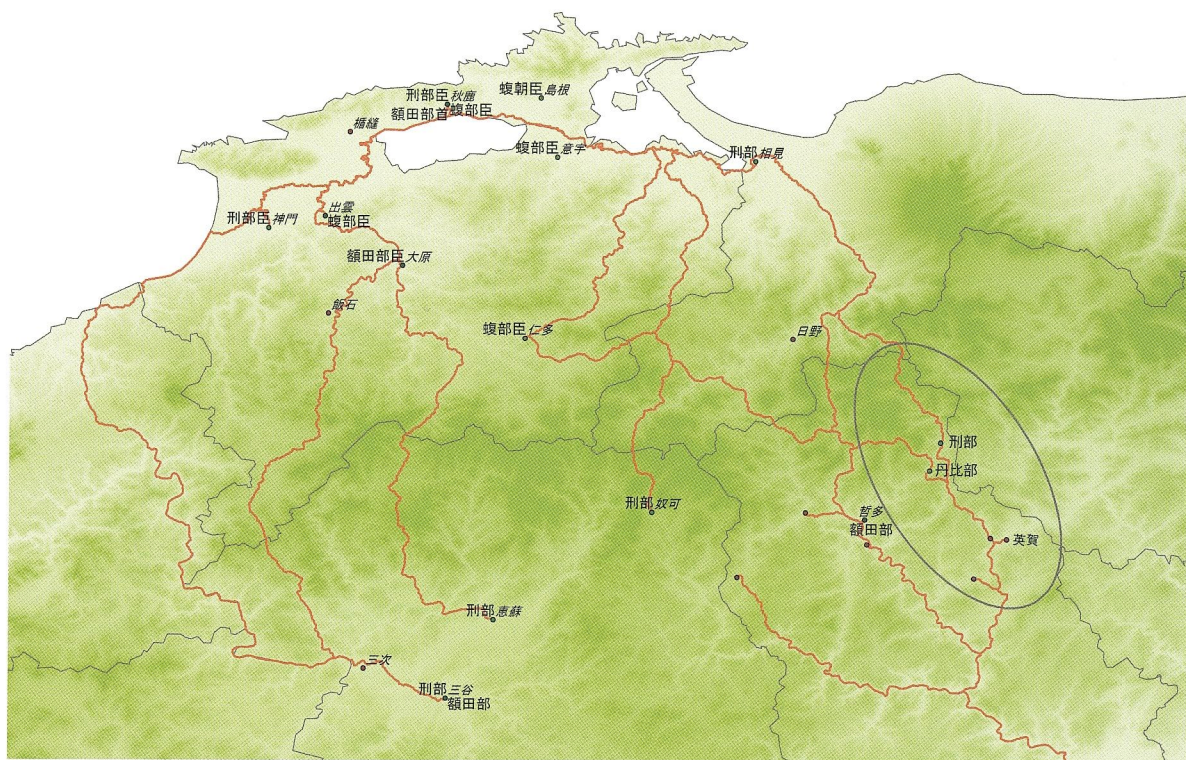


図5 中国山地の刑部・丹比部・額田部（圏円が英賀郡）

23 岸俊男『『額田部臣』と倭屯田』『日本古代文物の研究』塙書房、1988年。

は積雪により閉ざされ、牛馬も通わないのだが、これらの道は、伯耆に通じるだけでなく、その先の出雲とも結ばれていたのである。

おわりに

七世紀中葉の孝徳朝に建てられた評は大宝令で郡へと変更され、「国・郡・里（郷）」の地方行政組織が成立する。こうした領域による人々の区分は、古代になってはじめて生み出されたものだが、古代に成立した国郡制の枠組みは、多少の意味や形を変えながらも継承され、その後の列島社会を規定し続けることとなる。

現在では、こうして区分された領域を正確な空間情報として知ることが可能であり、それを自明のものとして了解し、そうした正確な空間情報の存在を前提にして、物事を発想したりもしている。この場合、いわば、私たちの認識の枠組みすらも規定していることになるのだが、翻って考えてみるに、当時の人々はこうした正確な空間情報を知り得ないのであり、彼らが私たちとは異なる認識方法をもっていたことは間違いない。そうした当時の人々の空間認識の方法を繙くことは、領域がどのように編成されたのか、その論理をたどることに他ならず、こうした作業のなかから古代に成立した領域のもつ意味を理解することも可能になるだろう。

これまで古代史研究では、地域支配の内容や地域社会の在り方など、これをどのようなものとして理解するかを巡って、長い間議論がなされてきた。ここでその詳細をたどることはしないが、郡や里といった行政組織の解明は、古代史研究の最も得意とするところであり、郡司の支配の特質などはそういった垂直的分析のなかから導かれたものである。しかるに、こうした郡や里（郷）が明確な境界をもつか否かを別にして、実態としては領域的に展開するものである以上、これを空間として捉え直してみることも有効であろう。古代の地域史をより豊かなものにする上で、空間分析は重要な切り口であると考えてる。



図6 正保備中国絵図の明智峠・蓬峠・番木峠（T1-32）